

公益社団法人宇都宮青年会議所 諸規程

会員資格規程

(目的)

第 1 条 本規程は公益社団法人宇都宮青年会議所定款に基づき本会議所会員資格に関する事項を規定する。

(新会員加入審議に関する事項)

第 2 条

- (1) 入会の申込は正会員 2 名の推薦を必要とする。但し推薦者は会員資格を 2 年以上有し、理事又は正式入会后 2 年間以上在籍する正会員とする。
- (2) 推薦者は本人との関係及び推薦理由を記した推薦書と、入会を希望しているものと推薦者 2 名の署名捺印した所定の入会申込書に写真を添えて理事長宛提出する。
- (3) 理事長は書類を担当の委員会におくり同委員会は申込書により調査審議し、日時を定めて申込者及び推薦者を同委員会に出席させ面接をおこない、その意見を添えて書類を理事会に提出、報告する。
- (4) 入会を希望するものは、推薦者と共に理事長と面接し J C に関する責任義務履行についての誓約書を提出する。
- (5) 理事会は入会を希望する者がその理事会の開催月を含めた直近 4 ヶ月の期間内に開催される例会及び理事会の認める事業に 2 回以上出席しかつ、正式入会を希望した場合には、担当委員会の意見及び担当委員会への出席状況並びに活動状況を参考にし、その者を正会員として承認することができる。
- (6) 正式入会を認められたものは、その日から一週間以内に入会金並びに会費を納入しなければならない。
- (7) 入会金並びに会費を納入した日をもって正会員の資格を取得するものとし、次の例会において入会認承認証及び会員章を交付される。
- (8) 入会希望者の推薦は正会員 1 名につき年度内 3 名以内とする。
- (9) 推薦者は入会希望者が出席する例会に必ず同伴しなければならない。
また、正式入会を認められたときは、そのときから 2 年間会合の出席履行と会費納入に関して指導する責任を負わねばならない。
- (10) 入会希望者が例会に出席する場合はその実費を、懇親会・家族会等に出席する場合は、正会員に準じた費用を納入するものとする。
- (11) 入会希望者は、承認後の在籍期間が 1 年以上なければならない。

(会費及び入会金に関する事項)

第 3 条

(1) 当会議所における会費及び入会金を次のとおり定める。

入 会 金	正会員	30,000 円	
	特別会員	0 円	
	賛助会員	0 円	
会 費	正会員 年額	150,000 円	
	特別会員	年額 1 口	10,000 円
	賛助会員	年額 1 口	30,000 円

但し、正式入会を承認された正会員は年会費を承認された翌月から月割とし、納入する。

- (2) 正会員は定款第 10 条により年会費を 1 月末日迄に納入しなければならない。但し、分割納入を希望するものは前期分を 1 月末日迄、後期分を 6 月末日迄に納入することができる。
- (3) 入会金は、正式入会を認められた日から 1 週間以内に納入しなければならない。但し、正会員より特別会員になる場合は入会金を必要としない。
- (4) 他会議所会員にして転居等により本会議所に加入せんとするものは他会議所の正会員証及び推薦書を提出した場合入会金を半額とする。
- (5) 賛助会員の会費については、その全額を管理費に充当するものとする。

(除名に関する事項)

第 4 条 定款第 10 条に定める「年会費納入の義務」に違反した会員に対しては、総会の決議によって除名することができる。

- (2) 前項の決議を行なうには次の手続を必要とする。
- ① 財務担当理事は、年会費納入期日後最初に行なわれる理事会に於て年会費未納の会員を報告する
- ② 理事会は前号の該当会員に、直ちに文書で年会費納入督促を行う
- ③ 次回開催の理事会に於て財務担当理事はその結果を報告すると同時に、滞納会員に対して納入期限を定め再度督促を行い併せて除名の警告を行う
- ④ 第 2 号及び第 3 号に規定する督促を行なうにもかかわらず、会費を納入しない会員に対しては定款第 13 条の会員除名規定を適用する

(除名の議事に関する事項)

第 5 条 総会は定款第 13 条の規定にもとづき充分な理由があるときは出席会員の 4 分の 3 以上の議決により会員の除名をなすことができる。

(2) 総会は必要ありと認めたるときは当該会員の推薦者の出席を求めることができる。

(退会及び制裁金に関する事項)

第 6 条

(1) 例会・委員会の年間出席率が各々極めて悪い正会員に対しては、総会の決議により除

名・退会勧告または制裁金の納入を命ずることができる。

- (2) 例会・総会に連続した3ヶ月間に正当なる理由がないにもかかわらず一度も出席しない正会員は理事会にはかり書面をもって出席を督促する。
- (3) 前項の督促にもかかわらず引き続き出席のない正会員に対して、理事会は推薦者を通して出席勧告すると同時に本人に対して除名警告をおこなう。
- (4) 以上の警告にもかかわらず、出席がない場合には総会において除名することが出来る。

(出欠の報告義務に関する事項)

第 7 条 事務局長は年2回以上正会員の例会における出欠状況を理事会に報告しなければならない。

(特別会員に関する事項)

第 8 条 正会員の年齢を超過したものはその年度末において自動的に本会議所を退会するものとする。

- (2) 前項において定款第7条(1)項2号によるものは特別会費納入後、特別会員の資格を有する。
- (3) 特別会員が例会・懇親会・家族会等に参加する場合、正会員に準じた費用を納入するものとする。
- (4) 特別会員は役員選挙被選挙権は有しない。
- (5) 特別会員は理事会の諮問ある場合に限り本会の運営に関する意見を具申することができる。

(賛助会員に関する事項)

第 9 条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人及び法人又は団体は理事会の決定により当該年度に限り賛助会員として入会することができる。

- (2) 賛助会員を希望するものは賛助会員申込書を理事会に提出する。
- (3) 賛助会員が例会・懇親会・家族会等に参加する場合、正会員に準じた費用を納入するものとする。
- (4) 賛助会員の会員期間は毎年1月1日から12月31日までとする。
- (5) 賛助会員は、以下の権利を有する。
 - ① 当会議所が実施する公益目的事業への参加。
 - ② 当会議所ホームページ上における賛助会員としての掲載。
 - ③ 当会議所が独自に実施する公益目的事業でのポスターその他広報物における賛助会員としての掲載。
 - ④ 当会議所のメーリングシステムを用いた企業PR情報の配信。

(継続に関する事項)

第 10 条 当該年度9月末までに正当なる理由なく継続・退会の意思を表明しない会員においては、自動的に継続とみなす。

附 則

本規程は 1967 年 5 月 18 日より施行する。
本規程は 1968 年 1 月 29 日より改正施行する。
本規程は 1968 年 9 月 25 日より改正施行する。
本規程は 1970 年 1 月 23 日より改正施行する。
本規程は 1972 年 1 月 20 日より改正施行する。
本規程は 1973 年 1 月 26 日より改正施行する。
本規程は 1974 年 1 月 22 日より改正施行する。
本規程は 1974 年 1 月 25 日より改正施行する。
本規程は 1975 年 1 月 22 日より改正施行する。
本規程は 1975 年 9 月 22 日より改正施行する。
本規程は 1978 年 1 月 23 日より変更実施する。
本規程は 1979 年 1 月 22 日より変更実施する。
本規程は 1980 年 1 月 22 日より変更実施する。
本規程は 1981 年 1 月 22 日より変更実施する。
本規程は 1982 年 1 月 22 日より変更実施する。
本規程は 1984 年 1 月 27 日より変更実施する。
本規程は 1987 年 9 月 22 日より変更実施する。
本規程は 1990 年 1 月 12 日より変更実施する。
本規程は 1992 年 1 月 22 日より変更実施する。
本規程は 1996 年 1 月 17 日より変更実施する。
本規程は 1997 年 8 月 26 日より変更実施する。
本規程は 2000 年 1 月 18 日より変更実施する。
本規程は 2002 年 1 月 22 日より変更実施する。
本規程は 2004 年 12 月 22 日より変更実施する。
本規程は 2009 年 1 月 1 日より変更実施する。
本規程は 2012 年 1 月 26 日より変更実施する。
本規程は 2012 年 7 月 27 日より変更実施する。
本規程は 2012 年 11 月 29 日より変更実施する。
本規程は 2015 年 1 月 29 日より変更実施する。
本規程は 2016 年 12 月 6 日より変更実施する。